

四日市市奨学金条例施行規則をここに公布する。

令和3年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第48号

四日市市奨学金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市奨学金条例（令和3年四日市市条例第27号。以下「条例」という。）第15条の規定により、奨学金の給付又は貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1号に規定する者)

第2条 条例第3条第1号に規定する規則で定める者は、本市の区域内に居住する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第2に定める永住者及び永住者の配偶者等
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）

(条例第3条第3号に規定する基準)

第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める基準は、同一世帯員の合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ（2）に規定する合計所得金額をいう。）の合計が奨学生を募集する期間の初日前に公表された直近の国民生活基礎調査における世帯所得の中央値以下とする。

(奨学金の額)

第4条 条例第5条に規定する奨学金の額は、次のとおりとする。

区分	月額奨学金（給付奨学金及び貸与奨学金の月額合計額をいう。以下同じ。）（円）	入学支度金（円）
高等学校等	12,000	40,000
	内 給付奨学金 6,000	
	内 貸与奨学金 6,000	
大学等	24,000	50,000
	内 給付奨学金 12,000	

		訳	貸与奨学金	12,000	
--	--	---	-------	--------	--

2 貸与奨学金の貸付には、利息は付さないものとする。

(奨学金の給付又は貸与の方法)

第5条 条例第5条に規定する奨学金の給付又は貸与の方法は、次の各号に掲げる場合に
 応じて、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 月額奨学金の給付又は貸与 毎年度3期に分けて当該期間における月額分を一括で
 奨学生が指定した金融機関の口座（以下「金融機関の口座」という。）に入金

(2) 入学支度金の給付 合格通知書を確認した後、金融機関の口座に入金

2 入学支度金の給付に当たっては、高等学校等の入学時に入学支度金の給付を受けた者
 が、大学等の入学時に入学支度金の給付を受けることを妨げない。

(申請)

第6条 条例第7条第1項に規定する申請は、四日市市奨学生願書（第1号様式）に次の
 各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本（世帯全員のもの）

(2) 所得課税証明書（同一世帯の所得者全員のもの）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請をする場合においては、奨学生になろうとする者は、条例第2条第1項各
 号に定める奨学金の種類のうち、申請時に受給資格を有する全ての種類の奨学金の支給
 を申請しなければならず、特定の種類の奨学金のみを選択して申請することはできない。

(奨学生の決定)

第7条 条例第7条第3項に規定する奨学生の決定の手続は、条例第3条に規定する奨学
 生となることができる者のうちから、次に掲げる基準により候補者を選考し、予算の範
 囲内で、その可否を判定するものとする。

(1) 経済的な理由により修学に要する資金の支払が困難であること。

(2) 奨学金の給付及び貸与を受けるにふさわしい目標と意欲を備えていること。

2 前項に規定する奨学生の選考その他市長が必要と認める事項を審査するため、四日市
 市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

3 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 市長は、第1項による決定を行った場合、四日市市奨学生採用決定通知書（第2号様
 式）又は四日市市奨学生不採用通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

5 奨学生は、四日市市奨学生採用決定通知書により採用決定の通知を受けたときは、速
 やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 進路決定届（第4号様式）
- (2) 四日市市奨学金支給誓約書（第5号様式）
- (3) 債権者登録申出書兼口座振込申出書
- (4) 在学証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 前項に規定する書類の提出を行わなかった者は、奨学生となる資格を失うことがある。
（継続手続）

第8条 奨学生は、奨学金の給付及び貸与を継続して受けようとする場合は、在学期間中、毎年4月末日までに、四日市市奨学生在学報告兼奨学金継続申請書（第6号様式）に在学証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、提出期限の延長を認めることができる。

（連帯保証人）

第9条 条例第8条に規定する連帯保証人が欠けたときは、奨学生は、直ちに市長に報告し、これを変更しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（届出）

第10条 条例第9条第1項各号に該当するときは、奨学生等異動届（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

（奨学金の取消し等）

第11条 市長は、条例第9条第2項の規定により奨学金を取り消し、又は同条第4項の規定により奨学金を停止するときは、四日市市奨学金支給（取消・停止）通知書（第8号様式）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金の給付等の終了）

第12条 奨学生は、対象学校を卒業したときは、四日市市奨学生卒業報告書（第9号様式）を市長に提出しなくてはならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告を確認し、四日市市奨学金給付及び貸与終了通知書（第10号様式）により奨学生に通知するものとする。

（条例第10条第1項に規定する日）

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、奨学金の給付又は貸与を受けた期間の末日（条例第11条の規定により貸与奨学金の返還の猶予（以下「返還猶予」という。）があった場合は、その期間の末日）の翌日から1年後とし、四日市市奨学金返還誓約書（第11号様式）を連帯保証人と連名で提出しなければならない。

(返還方法)

第14条 条例第10条第2項に規定する奨学金の返還の方法は、年賦の方法によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 割賦金の額は、返還通知書により通知するものとする。

(返還猶予)

第15条 条例第11条の規定により返還猶予を受けようとする者は、四日市市貸与奨学金返還猶予申請書(第12号様式)に、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) り災証明書、診断書その他特別の事情が存することを証する書類

2 市長は、前項の規定により申請のあった返還猶予について決定したときは、四日市市貸与奨学金返還猶予決定・不決定通知書(第13号様式)により申請した者に通知するものとする。

(返還免除)

第16条 条例第12条及び第13条の規定により貸与奨学金の返還の免除を受けようとする者は、四日市市貸与奨学金返還免除申請書(第14号様式)に、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 戸籍抄本等

(2) 貸与奨学金を返還することが困難である特別の理由が存することを証する書類

(3) 次条に規定する期日に市内に住所があることがわかる住民票等

2 市長は、前項の規定により申請があった貸与奨学金の返還の免除について決定したときは、四日市市貸与奨学金返還免除決定・不決定通知書(第15号様式)により申請した者に通知するものとする。

(市内居住による返還免除)

第17条 条例第13条に規定する規則で定める期日は、毎年1月1日とする。

2 条例第13条の市内居住による返還免除額は、前項の期日の属する年度の翌年度における返還額の合計額を上限とする。

(延滞利子)

第18条 条例第14条に規定する規則で定める延滞利子は、四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(昭和35年四日市市条例第9号)の例による。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(条例附則第2項に規定する者)

2 条例附則第2項に規定する規則で定める者は、四日市市奨学会による奨学金の貸与を現に受けている者であって、令和4年度以後も引き続き奨学金の支給を受けることができる決定を受けたものとする。

第2号様式（第7条関係）

四日市市奨学生 採用決定通知書

様

学校名

年度四日市市奨学生として決定したので、四日市市奨学金条例施行規則第7条第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

奨学生番号		(予定) 進学先	
月額奨学金	円	期 間	年 月 から 年 月 まで
入 学 支 度 金		円	

※進学先が決定したら、速やかに進路決定届を提出すること

年 月 日

四日市市長

第3号様式（第7条関係）

四日市市奨学生 不採用通知書

様

あなたは 年度四日市市奨学金の奨学生として不採用になりましたので、四日市市奨学金条例施行規則第7条第4項の規定に基づき、通知します。

年 月 日

四日市市長

第4号様式（第7条関係）

進 路 決 定 届

年 月 日

四日市市長

奨学生 住所
名前
連絡先

（自署または押印）

- 1、2のうち該当するものに○をしてください。1に該当する奨学生は、進学先等を記載すること。

記

1. 四日市市奨学金条例施行規則第7条第5項の規定により、進路決定届を提出します。

決定した進学先

〔卒業予定： 年 月卒業見込〕

- ※1 進学先を証明する書類（合格証書等の写し等）を添付すること
- ※2 入学後、速やかに在学証明書を提出すること
（提出されない場合は、月額奨学金は支給できません）
- ※3 新規入学者でないものは、提出する必要はありません

2. 四日市市奨学金の奨学生を辞退します。

四日市市奨学金支給誓約書

年 月 日

四日市市長

私は、四日市市奨学金制度の利用に当たり、下記の条項に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

奨学生
住所
名前 印

保護者
住所
名前 印
連絡先

私は、上記の誓約を誠実に履行させるとともに、下記の条項に従いその債務を負担することを約束します。

連帯保証人
住所
名前 実印
連絡先

（印鑑登録証明書を添付すること）

記

（奨学金の種類及び支給額）

第1条 支給を受ける奨学金は、次のとおりとし、特定の種類の奨学金のみを選択して受給することはできない。

- (1) 奨学金の内訳は、給付と貸与が二分の一ずつとする。 月額 円
(2) 入学支度金 円

（奨学金の支給期間）

第2条 奨学金の支給を受けることができる期間（以下「支給期間」という。）は、奨学生が現に在学する対象学校の正規の最短修業期間とする。

（貸与奨学金の返還）

第3条 奨学生は、支給を受けた奨学金のうち、貸与された額を指定日（支給期間の末日の翌日から1年後）から10年以内に返還するものとする。

2 貸与された額は、支給終了後に誓約する四日市市奨学金返還誓約書に記された返還年度及び年賦額のとおり返還するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、卒業した奨学生が返還することを定められた年度の前年度の1月1日に四日市市内に居住している場合は、当該年度の返還額に限って、申請により免除することができる。

(四日市市奨学金条例等の順守)

第4条 奨学生は、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則を遵守するものとする。
(支給の取消し)

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金の支給を取り消すものとする。

- (1) 傷病その他の理由により成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績が不良であるとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が発生したとき。
- (4) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。
- (5) 四日市市奨学金条例第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (6) 虚偽その他不正な申請により奨学金の支給決定を受けたとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

(奨学金の支給停止)

第6条 奨学生が休学した場合又はその他の事由により市長が奨学金の支給が適当でないと認めたときは、奨学金の支給を停止するものとする。

(連帯保証)

第7条 連帯保証人は、奨学生と連帯し、奨学生の債務につき履行責任を負うものとする。

2 前項の極度額(保証限度額)は 円とする。

(強制執行等)

第8条 奨学生及び連帯保証人は、本件債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議がないものとする。

(合意管轄)

第9条 本件につき訴訟の場合は、四日市市を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。
(その他)

第10条 本誓約書に定めのない事項については、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則の定めるところによる。

《四日市市奨学金条例抜粋》

第3条 奨学金の給付又は貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)となることができる者は、次の各号に掲げる資格の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学生又は当該奨学生の生計を維持する者が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者その他規則で定める者であること。
- (2) (略)
- (3) 経済的理由により修学が困難であるとして規則で定める基準に該当する者であり、かつ、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者でないこと。

●個人情報の収集等についての同意について

四日市市奨学金の返還が滞った場合、その解消のため、四日市市の組織内部(教育委員会、上下水道局、市立病院等を含む)のほか、国・県・勤務先、また金融・保険機関が保有する私に関する個人情報について、四日市市が収集、利用ならびに提供することに同意します。

なお、本件は、四日市市個人情報保護条例で定めるところに従い、四日市市が行う滞納整理事務に限ります。

上記の内容について了承しました。

奨学生

印

保護者

印

連帯保証人

印

年 月 日

四日市市奨学生在学報告
兼 奨学金継続申請書

四日市市長

奨学生番号 第 号
住 所
名 前
連絡先

（自署または押印）

記

私は、進級しましたので引き続き、四日市市奨学金の支給をお願いします。
なお、入学時に提出した誓約書に記載した事項に変更はありません。

※進級後の在学証明書を添付すること

第7号様式（第10条関係）

奨学生等異動届

年 月 日

四 日 市 市 長

奨学生番号 第 号
奨学生 住 所
(届出人) 名 前
連絡先

(自署または押印)

四日市市奨学金条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

※該当する異動事項に○をして、必要に応じて内容を記載すること。

記

1. 異動事項
- 1 進級できなかった
 - 2 休学、復学、転校又は退学しようとするとき
 - 3 奨学生が死亡したとき
 - 4 奨学生、親権者または連帯保証人の住所が変更になるとき
異動者の名前 ()
新しい住所 ()
 - 5 その他の事項 (理由)

2. 異動年月日 年 月 日

から 年 月 日

(休学の場合は予定の期間を記入すること)

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市奨学金支給（取消・停止）通知書

様

四日市市長

下記の理由により、下記のとおり奨学金の支給を（取消・停止）したので、四日市市奨学金条例施行規則第11条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1. 期 間（決定日） 年 月 日から 年 月 日

2. 理 由

年 月 日

四日市市奨学生卒業報告書

四日市市長

奨学生番号 第 号

住 所

名 前

連絡先

（自署または押印）

記

私は、別紙のとおり卒業しましたことを報告します。

※卒業証書の写し等、卒業したことを証明できるものを添付すること

第12号様式（第15条関係）

四日市市貸与奨学金返還猶予申請書

年 月 日

四日市市長

奨学生番号 第 号

(本人) 住所

名前

連絡先

印

(連帯保証人) 住所

名前

連絡先

印

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただくようお願いします。

記

申請期間	年 月 日から 年 月 日
申請金額	円
猶予を受けようとする理由	

- 備考1. 在学者にあつては、在学証明書を添付すること。
2. 傷病者にあつては、医師の診断書を添付すること。
3. その他の者にあつては、その事実がわかる書類等を添付すること。

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市貸与奨学金返還猶予決定・不決定通知書

（本人） 様
（連帯保証人） 様

四日市市長

年 月 日付であった返還猶予申請について、四日市市奨学条例施行規則第15条第2項の規定に基づき通知します。

記

申請を（決定・不決定）とする。

第14号様式（第16条関係）

四日市市貸与奨学金返還免除申請書

年 月 日

四日市市長

奨学生番号	第	号	
本人	住所		
	名前		印
	連絡先		
連帯保証人	住所		
	名前		印
	連絡先		

四日市市貸与奨学金の返還免除を申請します。

※1, 2のうち該当するものに○をすること

記

1. 四日市市奨学金条例第12条に該当するため、四日市市奨学金条例施行規則第16条第1項に規定する必要書類を添えて申請します。

（理由等）

2. 四日市市奨学金条例第13条に該当します。

返還免除を申請する前年度の1月1日は、四日市市内に居住していました。

備考1 同条例第12条第1号に該当 戸籍抄本等を添付すること

備考2 同条例第12条第2号に該当 四日市市奨学金を返還することが困難である特別な理由を証明する書類を添付すること（障がい者手帳、医師の診断書等）

備考3 同条例第13条に該当 住民票を添付すること

第15号様式（第16条関係）

年 月 日

四日市市貸与奨学金返還免除決定・不決定通知書

(本人) 様
(連帯保証人) 様

四日市市長

年 月 日付であった返還免除申請について、四日市市奨学条例施行規則第16条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 申請を（決定・不決定）とする。
2. 免除額 円（ 年度分）

(教育委員会教育総務課)